

別表1－1（相談窓口）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（見附市）

創業支援等事業の目標																							
(1) 目標 創業支援対象者数：25件／年、創業者数：3件／年																							
(2) 目標の根拠 <p>令和元年度から令和5年度で見ると、見附市の相談窓口には、創業に関する各種支援の情報収集や相談が年間平均で11件あった。このうち、実際に創業につながったのは年間平均で5.2件だった。以上の実績を踏まえ、年間25件の相談件数と、うち3件（創業支援対象者の1割程度）の創業実現を目指とする。</p> <p>この目標達成に向けて、市は各創業支援等事業者と連携を図り、各種支援施策について積極的な情報発信を行うなど、支援施策を広く周知していく。</p>																							
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>創業支援対象者数</td><td>13件</td><td>11件</td><td>11件</td><td>13件</td><td>17件</td></tr><tr><td>創業者数</td><td>4件</td><td>3件</td><td>8件</td><td>6件</td><td>5件</td></tr></tbody></table>							令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	創業支援対象者数	13件	11件	11件	13件	17件	創業者数	4件	3件	8件	6件	5件
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																		
創業支援対象者数	13件	11件	11件	13件	17件																		
創業者数	4件	3件	8件	6件	5件																		
創業支援等事業の内容及び実施方法																							
(1) 創業支援等事業の内容 <p>＜窓口相談対応＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 見附市は、地域経済課内に相談窓口を設置する。・ 創業希望者からの相談内容に応じて、以下の創業支援等事業者へ紹介し、様々な創業時の課題支援を行う。<ul style="list-style-type: none">① 見附商工会② (公財)にいがた産業創造機構（以下、NICO）③ 一般社団法人新潟県起業支援センター（以下、CLIP長岡）④ 地域金融機関・ 市報や市ホームページ等を活用して、創業支援窓口の体制や支援施策の情報を、広く周知する。・ 創業に必要な要素別の各連携機関の役割は以下とする。 <p>＜創業に必要な要素と創業支援等事業者が担う役割＞</p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. ターゲット市場の見つけ方</u><ul style="list-style-type: none">・ 見附商工会、CLIP長岡、地域金融機関で得られた市場のニーズについて、相談者に合わせて情報提供する。<u>2. ビジネスマodelの構築の仕方</u><ul style="list-style-type: none">・ 見附商工会、CLIP長岡、地域金融機関が、顧客、ニーズへの対応、採算性についてアドバイスを行う。<u>3. 売れる商品・サービスの作り方</u><ul style="list-style-type: none">・ 見附商工会およびNICOより専門家を派遣し、商品開発やサービスの構築に対して、専門的知見に基づきアドバイスを行う。・ 市が見附商工会、NICOと協力し「起業・創業セミナー」を開催することで、講師（起業家）から成功事例を学べるようにする。・ CLIP長岡が起業者の相談に応じ、商品開発やサービスの構築に関して、相談者ごとの状況に基づいてアドバイスを行う。<u>4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について</u>																							

- ・ 見附商工会、CLIP長岡が採算性、販路、提供方法についてアドバイスを行う。

5. 資金調達、資金相談

- ・ 見附商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。
- ・ 地域金融機関が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。
- ・ 見附市は、信用保証料補助金制度を設け、新潟県の創業制度融資の活用を支援する。
- ・ 見附市で開業資金を補助する制度を整備し、創業希望者に広く広報する。

6. 事業計画書の作成

- ・ 見附商工会が、事業計画作成についてアドバイスを行う。
- ・ 補助金等の申請については、市、見附商工会が連携してサポートを行う。
- ・ 見附市が見附商工会と協力し「起業・創業塾」を開催し、事業計画書の作成に必要な知識の習得、作成演習、フォローを行う。

7. 許認可、手続き

- ・ 見附商工会において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。また、より詳細な知識を必要とする場合には、各団体の紹介や専門家派遣を行い、アドバイスを行ってもらう。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

- ・ 各創業支援等事業者が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<関連する見附市の施策>

・ 起業創業支援事業補助金

見附市では、市内で新たに起業創業（第二創業を含む）する人に対して、起業創業の準備に必要な経費の一部を補助する（補助金上限額：一般枠50万円・シニア枠30万円、補助率1／2）

<創業支援等機関との連携>

- ・ 各創業支援等事業者が支援を行った創業希望者等の情報は、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、見附市が集約を行う。
- ・ その情報をもとに、見附市と相談を受けた創業支援等事業者で連携し、その後の創業の有無の確認や創業後の課題を聞き取り、課題に沿った支援（必要があれば専門家派遣）を行う。

<特定創業支援等事業>

- ・ 見附市では、見附商工会の協力を得て①「起業・創業塾」、CLIP長岡の協力を得て②「見附市起業者個別相談事業」、見附商工会の協力を得て③「経営支援事業」を実施する。

※ 各事業とも4回以上（1回につき1時間以上）かつ1か月以上、継続して経営・財務・人材育成・販路開拓の内容すべて習得できるものとする。

※ 特定創業支援等事業の資格を満たした者の、氏名、住所、相談内容、相談日等を記載した名簿を、特定支援等事業者（CLIP長岡、見附商工会）から見附市へ提出してもらい、名簿をもとに見附市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・ 本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を見附市が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査により、常に事業内容や体制を改善していくこ

ととする。

- ・特定創業支援等事業を受講し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を面談の場を設ける等して確認する。
- ・創業後は、事業の進捗状況を訪問や電話等によってフォローアップを行い、創業者の課題解決を図る。
- ・公序良俗を害する恐れがある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援等事業者にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・見附市地域経済課内に担当者2人を配置する。
- ・見附市を中心に創業支援等事業者が連携し、創業希望者の創業段階ごとの課題解決やフォローアップを行う。
- ・各創業支援等事業者が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ見附市が一元管理を行い、「創業にあたっての支援施策等をまとめたもの」を作成し、見附市及び各創業支援等事業者で共有することで、窓口対応の効率化と平準化を図る。
- ・市報や市ホームページ等を活用して、創業支援窓口の体制や支援施策の情報を、広く周知する。

計画期間

平成27年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和7年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に係る証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表1－2（起業・創業塾）※特定創業支援等事業【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（見附市）

創業支援等事業の目標																							
(1) 目標 創業支援対象者数：15人／年、創業者数：2人／年																							
(2) 目標の根拠 見附市では見附商工会と協力して平成25年度から「起業・創業塾」を実施しており、直近5年間（令和元年度～令和5年度）ごとの平均参加者数は12.2人だった。このうち、創業を実現した人は年間平均で1人だった。 本事業では、創業支援等事業者全体で連携して広報活動を行っていくとともに、創業に結び付く実践的な講義を行うことで、毎年15人の受講者と、うち2人の創業実現を目指す。																							
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>受講者数</td><td>11人</td><td>9人</td><td>16人</td><td>13人</td><td>12人</td></tr><tr><td>創業者数</td><td>1人</td><td>1人</td><td>1人</td><td>2人</td><td>0人</td></tr></tbody></table>							令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	受講者数	11人	9人	16人	13人	12人	創業者数	1人	1人	1人	2人	0人
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																		
受講者数	11人	9人	16人	13人	12人																		
創業者数	1人	1人	1人	2人	0人																		
創業支援等事業の内容及び実施方法																							
(1) 創業支援等事業の内容 ＜起業・創業塾＞【既存・特定創業支援等事業】 <ul style="list-style-type: none">創業を目指している方を対象に、創業に必要とされる基礎的な知識の習得からビジネスプラン作成まで、専門家を講師に迎え以下のテーマにて全4回以上のシリーズで実施する。期間は1か月以上を予定。全体の8割以上かつ4回以上出席し、1か月以上の支援を受けて「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の知識を習得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。受講終了後も見附商工会の経営指導員がフォローすることとし、創業後も継続的に支援していく。																							
＜起業・創業塾について＞ <ol style="list-style-type: none">① 創業についての心構え、アイディア発想法（財務、人材育成）② コンセプトの発想法（経営、販路開拓）③ マーケティング戦略（経営、販路開拓）④ マーケティング戦略実習（経営、販路開拓）⑤ 創業財務、事業計画書発表（経営、販路開拓、財務）																							
(2) 創業支援等事業の実施方法 <ul style="list-style-type: none">会場と講師の確保は市で行う。PRは市と各創業支援等事業者が連携し、チラシの拠点配布に加え市報やHPの掲載等で行う。各会の終了後には、講師と見附商工会の経営指導員が個別相談に応じるものとする。全体の8割以上かつ4回以上出席し、1か月以上の支援を受けて「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の知識を習得した者については証明書を交付し、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了承を得て、各連携機関で共有できるようする。受講後も創業に関する情報提供を行うとともに、その後についても確認を行う。起業者個別相談事業（別表2－1）および経営支援事業（別表2－2）と組み合わ																							

せることも可能とし、合わせて1か月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身に着いたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

計画期間

平成27年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和7年12月25日～令和12年3月31日

※ 本計画変更による特定創業支援等事業に係る証明書発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表1－3（起業・創業セミナー）【既存】
市町村が実施する創業支援等事業（見附市）

創業支援等事業の目標																							
(1) 目標 創業支援対象者数：30人／年、創業者数：2人／年																							
(2) 目標の根拠 <p>見附市では、見附商工会、NICOと協力して平成25年度より「起業・創業セミナー」を実施しており、直近5年間（令和元年度～令和5年度）ごとの平均参加者数は約16.6人だった。このうち、創業実現をした人の数は、年間平均0.8人だった。</p> <p>本事業では、創業支援等事業者全体で連携して広報活動を行っていくとともに、セミナーで創業を啓発することで、毎年30人の受講者と、うち2人の創業実現を目指す。</p>																							
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>受講者数</td><td>0人</td><td>21人</td><td>10人</td><td>33人</td><td>19人</td></tr><tr><td>創業者数</td><td>0人</td><td>1人</td><td>0人</td><td>2人</td><td>1人</td></tr></tbody></table>							令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	受講者数	0人	21人	10人	33人	19人	創業者数	0人	1人	0人	2人	1人
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																		
受講者数	0人	21人	10人	33人	19人																		
創業者数	0人	1人	0人	2人	1人																		
創業支援等事業の内容及び実施方法																							
(1) 創業支援等事業の内容【既存】 <p>創業に興味のある方を対象に、実際に起業した経営者を講師として、事業につながる思いやきっかけ、苦労・工夫したことなど、自らの経験談を語ってもらう。経験談の後には①見附市、②見附商工会、③NICOがそれぞれの支援策を説明し、その後の相談、起業・創業塾への参加へつなげる。</p>																							
(2) 創業支援等事業の実施方法 <ul style="list-style-type: none">会場と講師の確保は市で行う。PRは市と各創業支援等事業者が連携し、チラシの拠点配布に加え市報やHPの掲載等で行う。受講後も創業にまつわる情報提供を行うこととし、個別相談や起業・創業塾へステップアップしてもらう。																							
計画期間																							
平成27年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については令和6年6月25日～令和12年3月31日																							

別表1－4（起業者同士の交流会）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（見附市）

創業支援等事業の目標
(1) 目標 創業支援対象者数：10人／年、創業者数：1人／年 (2) 目標の根拠 見附市では、一般社団法人新潟県起業支援センター（CLIP長岡）と協力し、令和4年度より「起業者同士の交流会」を実施している。令和4年度は9人、令和5年度は8人に参加いただき、このうち新たに創業実現をした人は0人だった。 本事業では、起業者同士の交流を促進することで、事業に対する悩みの共有と解決、新たな事業の創造へつなげていくことを目的としている。今後は、CLIP長岡と連携しつつ、事業目的の達成を目指していくことで、毎年10人の受講者と、うち1人の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(3) 創業支援等事業の内容 市内で起業した人や創業に興味のある人を対象に開催する。当日はCLIP長岡が講師を務め、起業を取り巻く現状や事業継続に役立つ知識等を講演する。その後、参加者同士の交流を通して事業内容や抱えている悩み等を共有することで、自らの事業継続・拡大に向けたきっかけづくりをしてもらう。現在起業を考えている人には、起業している人との話を通じて起業に対するイメージを持ってもらい、その後の起業相談、起業・創業塾への参加へつなげる。 (4) 創業支援等事業の実施方法 ・会場の確保は市が行う。 ・市の起業創業関連の補助金採択者、市に起業創業に関する相談をしている人、市内で起業した人等にDM等で開催情報を周知する。 ・開催時期、曜日や時間等を分けて複数回開催することで、より多くの起業者が参加できるようにする。
計画期間
令和6年6月25日～令和12年3月31日 変更箇所については、令和7年12月25日～令和12年3月31日

別表2－1（起業者個別相談事業）※特定創業支援等事業【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る）

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人新潟県起業支援センター（C L I P長岡）
(2) 住所 新潟県長岡市大手通2丁目2番地6 ながおか市民センターB1F
(3) 代表者の氏名 代表理事 高橋 秀明
(4) 連絡先 TEL:0258-94-5040 FAX:0258-94-5041 担当者：高橋 秀明
創業支援等事業の目標
(1) 目標 創業支援対象者数（見附市在住）：5人／年、見附市での創業者数：1人／年
(2) 目標の根拠 令和5年度に一般社団法人新潟県起業支援センター（以下、「C L I P長岡」という。）が実施した見附市に関連する個別相談指導は4人で、起業に至った人はいなかった。 今後は本計画に基づき、創業支援等事業者全体で広報活動を行っていく中で、年間で5人の相談者、うち1人の創業実現を目指す。
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <見附市起業者個別相談事業>【既存・特定創業支援等事業】 <ul style="list-style-type: none">・C L I P長岡に相談窓口を設け、見附市、見附商工会と連携し、創業時の様々な課題を解決する。・創業希望者から相談があった場合、相談者に応じて相談員が経営・財務・人材育成・販路開拓等について、1回1時間以上の個別相談指導を実施する。・相談者には、見附市の創業支援に関する支援制度及び施策を紹介するほか、連携機関のネットワークを活用し、必要に応じて専門機関を紹介する等を行う。 <特定創業支援等事業について> <ul style="list-style-type: none">・経営、財務、人材育成、販路開拓について、1回1時間程度の個別相談指導を1か月以上にわたり4回以上実施し、4分野の知識が身に付いたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として認定し、市が証明書を発行する。
(2) 創業支援等事業の実施方法 <ul style="list-style-type: none">・相談者が必要とする支援の内容に応じて、適切なコーディネートを行うことが出来る創業支援の専門相談員を配置する。・相談窓口では、創業支援に関する資料を備え付け、情報提供を図るとともに、相談内容に応じて各支援機関と連携して対応する。・相談ごとに、相談の概要および支援の受付状況等を見附市に報告する。・見附市は、支援状況を適宜集約して管理するとともに、ホームページや広報紙のほか、窓口へのチラシ設置等を通して、本事業の周知に積極的に協力する。

- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名・住所・連絡先・相談内容・相談日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得た上で、事業終了後直ちに見附市へ提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・その後の事業実績や経営状況等について、各支援機関と情報共有を図り、創業後のアフターフォローも連携して行う。
- ・起業・創業塾（別表1－2）および経営支援事業（別表2－2）を組み合わせることも可能とし、合わせて1か月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身に着いたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和7年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に係る証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。

別表2－2（経営支援事業）※特定創業支援等事業【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る）

実施する者の概要																							
(1) 氏名又は名称 見附商工会																							
(2) 住所 新潟県見附市本町1-4-41																							
(3) 代表者の氏名 会長 浅野 敬夫																							
(4) 連絡先 TEL:0258-62-1365 FAX: 0258-63-1656 担当者：神保 尚宏																							
創業支援等事業の目標																							
(1) 目標 年間相談目標件数：10件／年、年間起業・創業目標件数：5件／年																							
(2) 目標の根拠 直近5年間（令和元年度～令和5年度）毎の平均相談者数は8.2人だった。このうち創業を実現したのは、6.4人だった。過去の相談実績を踏まえ、相談目標件数を10件、起業・創業目標件数を5件とした。																							
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>相談者数</td><td>7人</td><td>5人</td><td>8人</td><td>6人</td><td>15人</td></tr><tr><td>創業者数</td><td>5人</td><td>4人</td><td>7人</td><td>4人</td><td>12人</td></tr></tbody></table>							令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	相談者数	7人	5人	8人	6人	15人	創業者数	5人	4人	7人	4人	12人
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																		
相談者数	7人	5人	8人	6人	15人																		
創業者数	5人	4人	7人	4人	12人																		
創業支援等事業の内容及び実施方法																							
(1) 創業支援等事業の内容 <経営支援事業>【新規・特定創業支援等事業】																							
・見附商工会に相談窓口を設け、創業を予定している方や新たな事業分野開拓を志す起業家の方の相談に対応する。																							
・相談者には、見附市の創業支援に関する支援制度及び施策を紹介するほか、連携機関のネットワークを活用し、必要に応じて専門機関を紹介する等を行う。																							
・新潟県商工会連合会が実施している「エキスパート事業」にて、相談者の悩みに応じて中小企業診断士等の専門家の派遣を行うことで、各種助成金の申請に向けた指導や経営に関する悩みの解決を支援する。																							
<特定創業支援等事業について>																							
・経営、財務、人材育成、販路開拓について、1回1時間程度の個別相談指導を1か月以上にわたり4回以上実施し、4分野の知識が身に付いたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として認定し、市が証明書を発行する。																							
(2) 創業支援等事業の実施方法																							
・相談者が必要とする支援の内容に応じて、見附商工会の経営指導員が支援を行う。																							
・相談内容に応じて各支援機関と連携して対応する。																							
・相談の概要および支援の受付状況等は、見附市に適宜報告する。																							

- ・見附市は、支援状況を適宜集約して管理するとともに、ホームページや広報紙のほか、窓口へのチラシ設置等を通して、本事業の周知に積極的に協力する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名・住所・連絡先・相談内容・相談日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得た上で、事業終了後直ちに見附市へ提出する。名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・その後の事業実績や経営状況等について、各支援機関と情報共有を図り、創業後のアフターフォローも連携して行う。
- ・起業・創業塾（別表1-2）および起業者個別相談事業（別表2-1）を組み合わせることも可能とし、合わせて1か月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身に着いたことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

計画期間

令和7年12月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に係る証明書の発行については、改正法第16回認定日以降の申請が対象となる。